第百十四条の二十七第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
	［略］	［略］	［略］

（なお効力を有する改正前国共済規則の適用除外）

第十六条　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条第一項第二号、第四号、第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号から第六号まで、第八項並びに第九項、第百十四条の二、第百十四条の二の二、第百十四条の二の三第二項第二号、第百十四条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の四から第百十四条の四の三まで、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の六から第百十四条の十二の二まで、第百十四条の十三第一項第二号及び第七号から第九号まで並びに第二項第三号及び第四号、第百十四条の十四第二項第二号、第百十四条の十五第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の十六の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の十七第一項第二号、第百十四条の十九から第百十四条の二十三まで、第百十四条の二十四第一項第三号及び第四号、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六第一項第三号から第六号まで、第二項第四号及び第七号、第三項並びに第四項、第百十四条の二十七第二項第二号、第百十四条の二十八第五項、第百十四条の二十八の二第三項、第百十四条の二十九第三項及び第四項、第百十四条の三十一、第百十四条の三十二の二から第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二から第百十四条の三十七まで、第百十四条の三十九第二項、第百十四条の四十一、第百十四条の四十二第二項第二号、第百十四条の四十三並びに第百十四条の四十五の規定は、改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第百十四条の二十七第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
	［同上］	［同上］	［同上］

（なお効力を有する改正前国共済規則の適用除外）

第十六条　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条第一項第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号、第五号及び第六号並びに第八項並びに第九項、第百十四条の二、第百十四条の二の二、第百十四条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の四、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の六から第百十四条の十二の二まで、第百十四条の十三第一項第八号及び第九号並びに第二項第三号及び第四号、第百十四条の十五第二項、第百十四条の十六の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の十六の三、第百十四条の十九から第百十四条の二十三まで、第百十四条の二十四第一項第三号及び第四号、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六第一項第五号及び第二項第七号並びに第三項並びに第四項、第百十四条の二十八の二第三項、第百十四条の二十八第五項、第百十四条の二十九第三項及び第四項、第百十四条の三十一、第百十四条の三十二の二、第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二、第百十四条の三十三の二十九まで、第百十四条の四十一、第百十四条の四十二第二項第二号並びに第百十四条の四十三の規定は、改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。